

金 監 第 3247 号
平成 28 年 12 月 7 日

一般社団法人 全国銀行協会 御中

金融庁監督局総務課長 伊野 彰 洋

弁護士又は弁護士法人の「預り金口座」への対応について

平素より金融行政に格別の御理解並びに御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般、日本弁護士連合会より別紙のとおり要請がありましたので、ご連絡いたします。

同会の「預り金等の取扱いに関する規程」では、弁護士又は弁護士法人に対し、預り金のみを管理する専用口座（預り金専用口座）の開設を義務付けており、その際、「預り金」、「預り口」、「預り金口」その他預り金専用口座であること明示する語を含む口座名義を使用することがその趣旨に沿うとのことです。また、今後上記規程を改正し、預り金専用口座の口座名義に「預り金」等の語を使用することの義務付けを検討しているとのことです。

当庁といたしましても、弁護士又は弁護士法人の預り金専用口座の口座名義に「預り金」等の語を使用することは、法令上特段差し支えないものと判断しておりますので、貴会におかれましては、別紙記載の改正の意義・趣旨を踏まえ、傘下金融機関に対し、システム上の制約その他特段の支障のない限り適切な対応がなされるよう、周知方お願いいたします。

(以上)

金 監 第 3247 号
平成 28 年 12 月 7 日

一般社団法人 全国地方銀行協会 御中

金融庁監督局総務課長 伊野彰洋

弁護士又は弁護士法人の「預り金口座」への対応について

平素より金融行政に格別の御理解並びに御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般、日本弁護士連合会より別紙のとおり要請がありましたので、ご連絡いたします。

同会の「預り金等の取扱いに関する規程」では、弁護士又は弁護士法人に対し、預り金のみを管理する専用口座（預り金専用口座）の開設を義務付けており、その際、「預り金」、「預り口」、「預り金口」その他預り金専用口座であること明示する語を含む口座名義を使用することがその趣旨に沿うとのことです。また、今後上記規程を改正し、預り金専用口座の口座名義に「預り金」等の語を使用することの義務付けを検討しているとのことです。

当庁といたしましても、弁護士又は弁護士法人の預り金専用口座の口座名義に「預り金」等の語を使用することは、法令上特段差し支えないものと判断しておりますので、貴会におかれましては、別紙記載の改正の意義・趣旨を踏まえ、傘下金融機関に対し、システム上の制約その他特段の支障のない限り適切な対応がなされるよう、周知方お願いいたします。

(以上)

金 監 第 3247 号
平成 28 年 12 月 7 日

一般社団法人 第二地方銀行協会 御中

金融庁監督局総務課長 伊野彰洋

弁護士又は弁護士法人の「預り金口座」への対応について

平素より金融行政に格別の御理解並びに御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般、日本弁護士連合会より別紙のとおり要請がありましたので、ご連絡いたします。

同会の「預り金等の取扱いに関する規程」では、弁護士又は弁護士法人に対し、預り金のみを管理する専用口座（預り金専用口座）の開設を義務付けており、その際、「預り金」、「預り口」、「預り金口」その他預り金専用口座であること明示する語を含む口座名義を使用することがその趣旨に沿うとのことです。また、今後上記規程を改正し、預り金専用口座の口座名義に「預り金」等の語を使用することの義務付けを検討しているとのことです。

当庁といたしましても、弁護士又は弁護士法人の預り金専用口座の口座名義に「預り金」等の語を使用することは、法令上特段差し支えないものと判断しておりますので、貴会におかれましては、別紙記載の改正の意義・趣旨を踏まえ、傘下金融機関に対し、システム上の制約その他特段の支障のない限り適切な対応がなされるよう、周知方お願いいたします。

(以上)

金 監 第 3247 号
平成 28 年 12 月 7 日

一般社団法人 全国信用金庫協会 御中

金融庁監督局総務課長 伊 野 彰 洋

弁護士又は弁護士法人の「預り金口座」への対応について

平素より金融行政に格別の御理解並びに御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般、日本弁護士連合会より別紙のとおり要請がありましたので、ご連絡いたします。

同会の「預り金等の取扱いに関する規程」では、弁護士又は弁護士法人に対し、預り金のみを管理する専用口座（預り金専用口座）の開設を義務付けており、その際、「預り金」、「預り口」、「預り金口」その他預り金専用口座であること明示する語を含む口座名義を使用することがその趣旨に沿うとのことです。また、今後上記規程を改正し、預り金専用口座の口座名義に「預り金」等の語を使用することの義務付けを検討しているとのことです。

当庁といたしましても、弁護士又は弁護士法人の預り金専用口座の口座名義に「預り金」等の語を使用することは、法令上特段差し支えないものと判断しておりますので、貴会におかれましては、別紙記載の改正の意義・趣旨を踏まえ、傘下金融機関に対し、システム上の制約その他特段の支障のない限り適切な対応がなされるよう、周知方お願いいたします。

(以上)

金 監 第 3247 号
平成 28 年 12 月 7 日

一般社団法人 全国信用組合中央協会 御中

金融庁監督局総務課長 伊野 彰 洋

弁護士又は弁護士法人の「預り金口座」への対応について

平素より金融行政に格別の御理解並びに御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般、日本弁護士連合会より別紙のとおり要請がありましたので、ご連絡いたします。

同会の「預り金等の取扱いに関する規程」では、弁護士又は弁護士法人に対し、預り金のみを管理する専用口座（預り金専用口座）の開設を義務付けており、その際、「預り金」、「預り口」、「預り金口」その他預り金専用口座であること明示する語を含む口座名義を使用することがその趣旨に沿うとのことです。また、今後上記規程を改正し、預り金専用口座の口座名義に「預り金」等の語を使用することの義務付けを検討しているとのことです。

当庁といたしましても、弁護士又は弁護士法人の預り金専用口座の口座名義に「預り金」等の語を使用することは、法令上特段差し支えないものと判断しておりますので、貴会におかれましては、別紙記載の改正の意義・趣旨を踏まえ、傘下金融機関に対し、システム上の制約その他特段の支障のない限り適切な対応がなされるよう、周知方お願いいたします。

(以上)

金 監 第 3247 号
平成 28 年 12 月 7 日

一般社団法人 全国労働金庫協会 御中

金融庁監督局総務課長 伊野 彰 洋

弁護士又は弁護士法人の「預り金口座」への対応について

平素より金融行政に格別の御理解並びに御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般、日本弁護士連合会より別紙のとおり要請がありましたので、ご連絡いたします。

同会の「預り金等の取扱いに関する規程」では、弁護士又は弁護士法人に対し、預り金のみを管理する専用口座（預り金専用口座）の開設を義務付けており、その際、「預り金」、「預り口」、「預り金口」その他預り金専用口座であること明示する語を含む口座名義を使用することがその趣旨に沿うとのことです。また、今後上記規程を改正し、預り金専用口座の口座名義に「預り金」等の語を使用することの義務付けを検討しているとのことです。

当庁といたしましても、弁護士又は弁護士法人の預り金専用口座の口座名義に「預り金」等の語を使用することは、法令上特段差し支えないものと判断しておりますので、貴会におかれましては、別紙記載の改正の意義・趣旨を踏まえ、傘下金融機関に対し、システム上の制約その他特段の支障のない限り適切な対応がなされるよう、周知方お願いいたします。

(以上)

金 監 第 3247 号
平成 28 年 12 月 7 日

株式会社商工組合中央金庫 御中

金融庁監督局総務課長 伊野 彰 洋

弁護士又は弁護士法人の「預り金口座」への対応について

平素より金融行政に格別の御理解並びに御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般、日本弁護士連合会より別紙のとおり要請がありましたので、ご連絡いたします。

同会の「預り金等の取扱いに関する規程」では、弁護士又は弁護士法人に対し、預り金のみを管理する専用口座（預り金専用口座）の開設を義務付けており、その際、「預り金」、「預り口」、「預り金口」その他預り金専用口座であること明示する語を含む口座名義を使用することがその趣旨に沿うとのこと。また、今後上記規程を改正し、預り金専用口座の口座名義に「預り金」等の語を使用することの義務付けを検討しているとのこと。

当庁といたしましても、弁護士又は弁護士法人の預り金専用口座の口座名義に「預り金」等の語を使用することは、法令上特段差し支えないものと判断しておりますので、貴金庫におかれましては、別紙記載の改正の意義・趣旨を踏まえ、システム上の制約その他特段の支障のない限り適切な対応がなされるよう、お願いいたします。

(以上)

金 監 第 3247 号
平成 28 年 12 月 7 日

農林中央金庫 御中

金融庁監督局総務課長 伊 野 彰 洋

弁護士又は弁護士法人の「預り金口座」への対応について

平素より金融行政に格別の御理解並びに御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般、日本弁護士連合会より別紙のとおり要請がありましたので、ご連絡いたします。

同会の「預り金等の取扱いに関する規程」では、弁護士又は弁護士法人に対し、預り金のみを管理する専用口座（預り金専用口座）の開設を義務付けており、その際、「預り金」、「預り口」、「預り金口」その他預り金専用口座であること明示する語を含む口座名義を使用することがその趣旨に沿うとのこと。また、今後上記規程を改正し、預り金専用口座の口座名義に「預り金」等の語を使用することの義務付けを検討しているとのこと。

当庁といたしましても、弁護士又は弁護士法人の預り金専用口座の口座名義に「預り金」等の語を使用することは、法令上特段差し支えないものと判断しておりますので、貴金庫におかれましては、別紙記載の改正の意義・趣旨を踏まえ、傘下の系統金融機関に対し、システム上の制約その他特段の支障のない限り適切な対応がなされるよう、周知方お願いいたします。

(以上)